

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：平成30年11月22日（木）

会議出席者

<出席委員>

坂本会長、石井委員、岩田委員、工藤委員、小林委員、佐藤委員、高木委員、田中委員、
福原委員、湯本委員

<事業者>

東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部 環境保全統括部 奥田担当部長

環境保全事務所（山梨） 安藤所長、山室副長、市瀬副長、白井氏、

前田氏、宮崎氏、岡部氏、岩瀬氏

アジア航測株式会社 国土保全コンサルタント事業部 大橋副事業部長

社会インフラマネジメント事業部 仲條係長、後藤技師、横内技師、
齋藤技師

<事務局>

渡辺大気水質保全課長、大谷課長補佐、甘利副主査、黒田主任

次第

1 開会

2 議事

議題1 「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書に基づく中間報告書（その1）」について

3 その他

4 閉会

資料

資料1 中央新幹線中間報告書に係る意見整理表

資料2 中央新幹線中間報告書に対する知事意見骨子

事業者説明資料

(大谷課長補佐)

それでは皆様にはご多忙中のところご出席をいただきましてありがとうございます。私は本日の進行を務めます大気水質保全課環境影響評価担当の大谷でございます。よろしくお願いたします。ただいまより、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。初めに渡辺大気水質保全課長からご挨拶を申し上げます。

(渡辺大気水質保全課長)

一言ご挨拶を申し上げます。

お忙しいところ、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今年度4回目の審議会となりますが、本日の議題は中央新幹線の環境影響評価書に基づく中間報告書についてでございます。

本案件につきましては10月12日に審議会を開催し、中間報告書の内容について、皆様にご審議いただきました。

本日はその際に出された質疑・意見等について、事業者から追加の説明を受けた後、本審議会や関係市町の首長の意見を踏まえ作成した知事意見の骨子についてご審議をお願いいたします。

今後につきましては、庁内調整を経た後、期限である1月8日までに中間報告書についての知事意見を述べる予定です。

委員の皆様におかれましては限られた時間ではございますが、幅広い観点からご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(大谷課長補佐)

続きまして審議会の開催の要件の可否についてご報告いたします。

本日の出席状況につきましては15名の委員のうち10名が出席の予定ということで、高木先生は15分ほど遅れてくるという連絡がございましたけれども、10名の出席ということでございますので2分の1の出席が得られましたので、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立していることをご報告させていただきます。

ここで配布資料の確認を行います。お手元の資料の方をご覧ください。

まず、次第でございます。A4 1枚で裏面に席次表が印刷されておるもの。それからやはり1枚で委員名簿。それと資料1、右肩に資料1と書かれたもの。それから、1枚になります、資料2。それからカラー刷りになりますけれども、事業者説明資料ということでクリップで留められたリニア中央新幹線が描かれた資料となります。

それから委員の皆様のお手元には、参考資料ということで、前回の審議会の議事録の方も置かせていただいております。審議のご参考にしてください。

資料不足がある場合は、事務局までお申し出ください。配布資料の方はよろしいでしょうか。

それでは続いて、技術審議会を速やかに進行するために、傍聴人の皆様に次の点についてご協力をお願いいたします。

審議中は静かにお願いいたします。拍手、声援、野次等を行わないでください。その他、審議会の進行を妨げるような行為は行わないでください。

以上、ご協力をお願いいたします。

次に、委員の皆様及び事業者の皆様をお願いがございます。本審議会については、開催後に、議事録を作成し、県ホームページで公表している関係で議事をすべて録音させていただいております。このため、発言に当たりますは、必ずマイクを使用して大きな声をお願いいたします。

また、お手数ですが、発言の都度、お名前をおっしゃっていただくようお願いします。

それでは、これより次第に従いまして議事に入らせていただきます。

議長につきましては、条例第47条第10項により会長が務めることとなっておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

【議題1 「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書に基づく中間報告書（その1）」について】

（議長：坂本会長）

ありがとうございました。

皆さんお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

まず案件の審査に入ります前に、本審議会の運営方法について確認をお願いいたします。

本審議会については平成17年7月8日の技術審議会においてご議論いただきましたとおり、制度の趣旨である公平性・透明性を確保するため、審議そのものについても広く公開する中で行うことが必要であるということから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いてすべて公開とする。議事録については発言者名を含む議事録を公開する。ということで行っておりますので、ご確認をお願いいたします。

希少動植物保護の観点から、一部の審議につきましては非公開で行いますので、よろしくをお願いいたします。

また非公開の審議の際には、報道関係者及び傍聴人の方には本会場から一旦退出をお願いいたします。

以上、ご協力をお願いいたします。

それでは本日の議題にあります「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書に基づく中間報告書（その1）」について、前回の審議で、説明が不十分な部分などを事業者の方からご説明いただきます。

そのあと質疑応答と意見交換を行います。

これが前半でして、その後に事務局が取りまとめました知事意見骨子について、意見交換を行いたいと思っております。

なお、希少動植物に関わる部分については後程まとめて非公開で審議を行います。

それでは、議題 1 に入ります。

まず、前回の審議で説明が不十分な部分などについて、事業者から説明をお願いしたいと思っております。時間も制限がございますので、なるべく簡潔をお願いしたいと思っております。

では、よろしく申し上げます。

(事業者：J R 東海 安藤氏)

それでは、先日もありがとうございます。J R 東海 中央新幹線山梨工事事務所の担当課長をしております、安藤と申します。本日も私の方からご説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。大変恐縮でございますけれども、座ってご説明させていただきます。

先ほど山梨県様の方からもお話がございましたように 10 月 12 日に 1 回審議会を開催していただきまして、その際に、我々の方に 66 点、色々ご質問いただきまして、先ほど会長の方からもお話もございましたが、お時間がない中で、66 個全部を説明しておりますと、時間の方が大変なことになってしまいますので、本日、我々の方からは、大きく 6 点に絞って、ご説明をさせていただきたいと思っております。

1 点目が水の流量の調査の話について、我々の方からお話を差し上げたいと思っております。

2 点目が現地をご覧いただきました時ご質問いただき、この場でもご質問いただきましたトンネル上部のモルタル吹きの関係のご説明をさせていただきたいと思っております。

それから 3 番目が、要対策土の現地での置き方と言いますか、その見栄えと言いますか、そういったことについて、またご説明をさせていただければと思っております。

それから 4 点目が、早川北小学校周辺の工事用車両の運行に関するご質問がございましたけど、こちらの方についてご回答させていただければと思っております。

6 点の中にちょっと入れませんでしたけど、1 点、評価書の時にいただいた知事意見に対して、フォトモンタージュをというような話があった部分についてはこういうふうになっておりますというご報告をさせていただきたいと思っております。

あと、6 点と言いましたけれども、希少生物の関係が 2 点ございますのでこちらの方につきましては非公開の方でご説明をさせていただければと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、まず一番最初に、水の流量の関係の方からご説明を差し上げたいと思っております。

まず、県様の方から意見集約表みたいなものが配られていると思っておりますが、A3 の資料でございますね。その 8 番 9 番 10 番に当たります。こちらの方についてご説明を差し上げたいということでございます。

まずはどのようなご質問だったかと言いますと、簡単に言いますと我々の方で月 1 回の流

量の調査をしているわけですが、それでは評価が難しいのではないかというようにお話と、それから工事終了後 3 年間の調査ということをお願いしているところですが、それではやはり短いのではないかというようにご意見、ご質問だったと認識をしてございます。

これにつきましては、まずスライドの説明に入る前に口頭でご回答申し上げますと、我々としたしましては、水資源の事後調査につきましてはトンネル掘削開始の少なくとも 1 年前から月 1 回実施していくということに変更はなしということでございます。

これはですね、トンネル工事による水資源への影響を把握するというのが目的でございますので、我々としたしましてはトンネルから出てくる水の量、湧水量につきましては日々監視をしているところでございます。

こちらの方の量がやはり増えてくれば、それはやはりどこからか水を引っ張ってきているということになって参りますのでその時点で周辺のその影響がありそうなところも流量を調べていくということが必要であるということで、日々の数字自体はそちらのトンネルの湧水の方から状況が把握できるだろうと認識をしておりますので、湧水の水量、地表水の流量の評価につきましては月 1 回の調査でよいというふうに考えているところでございます。

また、事後調査につきましては、こういった工事中の調査、それからもしくはその工事後の調査におきましてですね、減水が見られた場合などにつきましては、これ当然のことながら調査頻度を増加したり、調査期間についても当然延長を検討していくということ、それからさらには環境保全措置を追加して、検討していくというようなことをやって参るということで考えてございます。

ちなみに、こちらのスライドの方にありますのは、今回、我々の方は中間報告書の内容をご説明するのが、本来の趣旨でございますので、中間報告書では実際どういうふうに行ったかということでございますけれども、ちょっと先に 3 ページの方をご覧いただければと思っておりますが、3 ページの方が地図になってございまして、今回、スライドの方にお示ししているグラフの場所につきましては、こちらの広河原非常口の、広河原のこちらの方からこちらの方へ非常時トンネルを掘って行っている状況でございますけれども、こちらの方に関する資料を例として、参考としてお出しをさせていただいてございまして、この広河原の非常口トンネルにつきましては、こちらの方からですね、平成 29 年の 9 月から掘削を、こちらの方に向かって、し始めているという状況でございます。

お手元の資料 2 ページを見ていただければと思いますが、こちらのすぐ上の、先ほどの 6 番というところで、我々ずっと 3 年間にわたって調査をしておるわけですが、大体こういったような水の動きをしている中で、ここの部分が、平成 27 年のこの部分と平成 29 年のこの部分については全体の流れからすると非常に飛びぬけて、この場合は増えているというような状況でございます。

こういったものにつきましては、まずは調査日直前に降水があったかとか、降水以外の影

響が考えられるかというようなことを考えて評価をしております。

それから、さらには過去のデータと比べて大きな差がないだろうか、先ほど正しくここが増えているということを申し上げましたが、そういったところ見て評価をしているということになります。

それから先ほど申し上げましたように、調査地点の上流におけるトンネル内の湧水量、これは毎日チェックをしておりますので、こういったものに変化はなかったかということまで全部調べまして、今回の中間報告書の評価につなげているというところでございます。

それでは、中間報告書の評価につきましてはそういった形でやっておりますというのがこのスライドの資料の説明の内容になってございます。

まずこれが水量、湧水の調査、流量の調査に関する当方からの説明でございます。

続きまして、スライドの方は4ページ。それから質問の集約表につきましては25番をご覧いただきたいと思っております。

広河原の非常口の方に、現地をご覧いただきました時に、上部に30センチほどのヒノキがあって、根元がモルタル吹きがされていたという中で、現地でうちの社員もしくはJVの職員が、先生がお伺いながられたときに、根が張っていないのでモルタルを吹きましたというようなことを申し上げたというふうに伺っております。

それは逆であって、根が張っていないのであれば、逆に崩れる恐れがあるから危ないのではないかというようなご質問いただいていたということでございます。

こちらにつきましては多分、どうも現地で会話が噛み合っていなかったのではないかなということで、ちょっと非常に先生に間違ったご回答申し上げて大変申し訳なかったと思っておりますけれども、多分、先生はこちらの方を指してご質問されておられたのではないかなというふうな話をしておりまして、ちょっとうちの人間がどこのことを勘違いして回答した、若しくは全く頓珍漢な回答をしたのか、ちょっとわからないのでございますけれども、これを見ながら、ご説明を差し上げたいと思っております。

まず広河原非常口の坑口周辺の斜面にはですね、これは当然斜面がご覧のとおり、現地に行っていただきましたとおり、急峻でございますので、安定化対策といたしまして、設計上必要な範囲に、モルタルの吹き付けとそれから格子枠の設置をする計画をしているという状況でございます。

本来であれば、設計上、もう少し広い範囲を格子枠にしなければいけないようでございますけれども、それは最終形の話でございまして、まずはトンネル掘削の施工上ですね、最低限必要な範囲でまず格子枠にしているということで、この部分と、この部分につきましては既に格子枠を3段施工してあるという状況でございます。

最終的には、現在モルタルを吹きつけてある箇所についても、格子枠を設置をしていくという計画にしてるということでございます。

その上で現地ご質問いただきました、この部分につきましては、現地でのご説明が間違っております、書いてございますように樹木をまだ伐採せずに、張った根をそのまま使い、

まだ樹木が生きている状態のままで、まずモルタル吹き付けをして斜面の安定化をしているということでございます。

一方、こちらの方は、実は元々東京電力さんの高圧線があったということで、その直下であったという関係で、元々樹木がない、伐採されていたと書いてありますが、元々樹木がない状態で、こちらの方には逆に全く根がない状態で、斜面でございますので、そこには普通にコンクリート、モルタルを吹き付けてあるというような状況でございます。

ちょっとこれを、先生へのご説明は大変間違っていて、大変申し訳なかったのをごさいますけれども、こちらの方はそういった形で今も根を残した状態でモルタルの吹き付けをしていると、それで最終的にはこの部分についてもこの部分についても、この格子枠を施工いたしまして、さらにちゃんとした安定化を図るということを現在考えておるところでございます。

これがモルタルに関するご質問についてでございます。

それから続きまして、要対策土の置き方に関してのご説明でございます。スライドの方、お配りしている資料でございますと 5 ページ目。それから、集約表の方ではですね、42 番 43 番 44 番でございます。

こちらの方のご質問は、仮置きシートがブルーシートであるけれども、ブルー以外のシートはないのかというようなお話でした。

それから発生土仮置き場の影響検討ということで、日常景観を考えてもらいたいということで対応できないのかというご質問だと認識してございます。

発生土の部分につきましては、あくまでも仮置き段階におきましてはブルーシートで我々としてはやっていく考えでございます。現地ご覧いただいた先生方には、ご覧いただきましたけれども、雨畑のように、最終的に、もうこの後少なくとも搬入はないと、最終的な発生土置き場のところに持っていく時に、搬出するときは別でございますけれども、現在残念ながら最終的な発生土置き場はまだ決まっていない段階で、一旦こちらの方には新たな搬入はございませんので、こういった状況になりましたら、こういうアースカラーの深緑色の遮水シートを設置させていただきますけれども、この中がまだ、土が動いている段階におきましてはブルーシートで引き続きやらせていただくという考えでございます。

それから日常景観を考えてもらいたいというお話でございましたけれども、当社といたしましてはですね、現在設置している発生土仮置き場の部分、発生土置き場の部分につきましてはですね、周辺地域に主要な眺望点ですとか、景観資源、集落等日常的な視点場、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しないというふうに考えておるところでございます。それでございますので調査とか影響検討の対象外にしているというところでございます。

一方で要対策土の仮置き場につきましては先ほどご説明いたしましたように、一旦あくまでも一旦、仮置き場に搬入が終わった、完了した後に、このような深緑色のアースカラーを使った遮水シートを被せて、周辺の景観に配慮していくということを考えているという

ところでございます。

では次に参らせていただきます。

次は早川北小学校周辺の工事用車両運行に関するご質問をいただいております、スライドナンバーは6番、それから意見集約表の方で言いますと50番というところでございます。

50番の中身につきましては、こちらの方、我々の説明がちょっと足りなくて大変申し訳なかったんでございますけれども、当日10月12日のご質問では発生土置き場が塩島の周辺で増えているという中で、通学路周辺において交通安全対策をとっているのかというご質問で、特にその迂回路の設置の意味合いがちょっとわからないというご質問をいただいております。ですから改めて、我々もどんな形で、今まずやっております、近い将来どのようにしたいかということを変更してご説明をさせていただければと考えてございます。

こちらの方はですね、一番問題の早川北小学校というのはこちらでございまして、この前、現地をご覧いただいた先生方にはお通りいただいた県道はこれでございます、我々の説明の際にお連れいたしましたJVの事務所が大体この辺にあるところでございまして、この図面よりも左側の方に我々の工事の非常口がある状況でございます。

それから塩島地区の発生土置き場が集中しているところが正しくこの部分で、小学校を挟んで、南北にこのようにずらっと並んでいると。それからさらに、今これから行くようになりますけれども、西之宮地区の発生土の仮置き場は逆にこちらの図面の右側。それから、雨畑の発生土仮置き場につきましても、やはりこの図面の右側になるということで、現場の方から、例えばこちらの方の発生土置き場、発生土仮置き場、さらには西之宮でございましてか雨畑に行く際につきましても、すべてこの早川北小学校のこの部分を車が通って、土を運んでこちら右側に行き、空になったダンプがここを左に行くというような状況であったということでございます。

特にこの県道、基本的にはずっと2車線でございますけれども、この早川北小学校の真前だけが、非常に幅員が狭く2車線が確保されていないような状況になっているということでございます。それで、非常に、まさしくこの部分は狭いということでございます。

この辺につきまして地元様の方から、何とか対策できないのかというようなご要望いただいたということで、我々の方でも迂回路を検討して参ったというところでございます。

現在この迂回路を、ここ（早川北小学校前）を通らないで2車線の道路から2車線の道路へ抜けられるよう、この部分から曲がります、今ここを作っているところでございますけれども、この部分を作りまして、後はこの川に橋をかけまして、このようにこちらから出てくるということで、小学校の前の狭い区間というのを何とか回避しようと考えているところでございます。

それで、これが完成すれば、一番狭い部分については通行を回避することができるということで、今この迂回路の完成を急いでいるという状況でございます。

それでは完成していないからどうしているんだということを、当然ご心配いただくところ

でございますけども、ここに書いてございますように今現在のところはこういったソフトの対策しかできませんので、まずは工事用車両の運転者に要注意箇所として減速するように教育を実施しておるということをごさいますして、我々としてはちゃんとやれていると、我々が見ている中ではやっておりますので、やれているというふうに認識しております。

また注意喚起の看板なんかを設置するというので、速度注意でございますとか、子供飛び出し注意というような看板をこういったところ設置をさせていただきまして、現場の方でも注意喚起を図っているというようなことで、今のところは対策をしていると。なるべく早い時期にここを完成させまして、小学校の前を通過しないように迂回していくというふうに考えているところでございます。

回答のスライドを使ったご説明については以上でございますけれど、後、お手元の方に資料が配られて、このスライドと同じ資料の後、5万分の1の地図が2枚、お配りさせていただいておりますが、こちらの方は意見集約表34番の方でございますして、景観検討についてですね、知事意見の要請があった14ヶ所のうち10ヶ所のフォトモンタージュが出ているけども、どこにある場所か、地図でお示しいただきたいというご質問いただいたので、こちらの方に示させていただいております。

黒と白の三角印でお示した箇所が10ヶ所ございますので、こちらの方でフォトモンタージュを作成しております。

ただ、知事意見の要請があったのは14ヶ所でございますけども、では残りの4ヶ所はどうなっているのかということについて簡単にお話をいたしますと、花鳥公園につきましては山梨実験線区間でございますので、景観を大きく変化するような大規模な改変はないということで、フォトモンタージュを作成しておりません。

それからダイヤモンド富士の撮影ポイントにつきましては、鉄道施設の照明による眺望への影響は十分小さいと考えているために作成をしておりません。

それから森林総合研究所芝生広場につきましてはですね、評価書で予測を行っておりますので、こちらの方は対象外としておるというところでございます。

それから上成島につきましては保守基地ができるということで、まだ保守基地の施設計画が定まっておりますので、保守基地の施設計画が定まりましたら、保守基地の位置、それから接続道の出現による景観の変化の検討を行いまして、住民の皆様の方へフォトモンタージュをお示しする予定だということでございます。

まず公開版に関する当社の方のご説明以上となります。

(議長：坂本会長)

ありがとうございました。

このA3の方が皆さんの意見を書きまして、この右側に事業者の見解・回答が書いてあります。その中で幾つか取り上げて、今日は助言をしていただきたいということです。

お話がなかったことについても、一応回答はいただいておりますので、特に皆さんがご自

分で質問されたことについては、それが回答でいいかどうかということも含めて、ご検討いただきたいと思っております。

それでは今のご説明、それから A3 で書かれております回答について、ご意見・ご質問がありましたらよろしく願いいたします。

岩田先生お願いします。

(岩田委員)

山梨大学の岩田です。

私が前回の会議の際に質問した項目で、水資源に関することにつきまして、今回スライドと意見整理表の方で返答していただいておりますけれども、まず、今回スライドで紹介していただいたような形で、直近の降水のイベントの有無を考慮して、それらの影響があると思われるところを除外して湧水量を把握するということですが、そもそも河川の水量というのは、直近の降水等だけで成立しているものではなくて、その履歴を反映しているものですから、その近傍ですね、天候等を評価するだけではやはり不可能だと思います。

科学的にもこういった形で流量の増減を評価するということはまずないと思います。

そして月 1 回の実施ということですが、これもやはり不十分であると。普通は、前も申し上げましたけれども水位センサー等を設置、或いは既存の観測所のデータを用いて常時モニタリングをして流況曲線等を比較してその年が渇水しているのか、豊水しているのか、流量が多いのか、そういった評価をすることになるのが普通であると思います。

ですので、今回のこの回答で、こういった外れ値を外すことによって評価していきたいということで、事業性の評価を行うというのは現実的には不可能ではないかというふうに思います。

それからトンネル内の湧水量をモニタリングすることによって常時、観測しているということですが、それは大変貴重なデータかとは思いますが、最終的にそれが地表水にどのような影響が表れているかというところに最も大きな関心があるわけで、その事前データがないことにはトンネル内の湧水量が減ってから周囲の観測を開始しても、事前のデータがありませんので、どのように変化したかということは評価することができないかと思えます。

ですので、この高橋の水文モデルで予測されている範囲に関しては、やはり事前に何らかの観測、或いは既存の観測所を使ったモニタリングというものを行わないことには、そもそも評価をすることが、できないだろうと。

先ほどおっしゃったように、事後調査で減水が見られた場合には調査期間の延長と調査頻度の増加等とおっしゃっておられるのですが、そもそも評価できるようなデザインになっていないので、その減水をどうやって判断するのかっていうところが、やはりちょっと量的に評価することが難しいのではないかと考えております。

それから、併せまして、1 年前から開始するということですが、常時モニタリング

が普通行われる手段であると考え、1年前からですと、そのパターンが一つしか出てきませんので、やはり不十分ではないかと。工事を行うことが事前にわかっているのであれば十分に時間的に余裕を持って少なくとも複数年のデータを事前に抗掘削前に得ることが必要かと思えますし、またトンネルの北側の方に調査地がないことにつきましても、標高が高いためというふうには書かれているのですけれども、実際には御社の自主モニタリングの方では北側斜面でも流量調査をやっておられますので。そういった、その早川の非常口から早川のトンネルですね、そちらの北斜面の方の河川の応答についてもやはり、検討していく必要があるのではないかというふうに思っております。以上です。

(議長：坂本会長)

はい、事業者さん側から何かご説明等ございましょうか。

(事業者：J R 東海 安藤氏)

おそらく、当社との見解の違いということで、平行線になってしまうのですが、我々としてはそこで、申し訳ないですけども、トンネルから出てくる湧水の量が当然毎日見ているという中でこれが増えてくれば、当然上の方に何か影響があるだろうというふうに判断できるというところはそういうふうに考えておりますので、そこについてはここに書いてあるとおりのご回答だということでございます。

(議長：坂本会長)

まず、今トンネルからも湧水という話でしたけど、工事始めるまでトンネルはないですね。

(事業者：J R 東海 安藤氏)

はい。

(議長：坂本会長)

トンネルが段々長くなってきますよね。そういうことを踏まえると、トンネルからの湧水で工事の前と後を比べるというのは、普通に考えたらできないと思いますけれど。

ですから、普通でしたら川を測るのではないのでしょうかという見解が一つ。

それから川の測り方としては普通であればこの月に1回測ったやつで、増えた、減ったというのはちょっと無理があって、そういうことも、これ多分見解の相違とおっしゃられましたけどこれ見解の相違というよりも、トンネルの前と後の流量の変化を調べる方法というのが、そちら側ではしっかり考えられているのかなという疑問です。

月に1回の測定で、それも1日の測定で、差が見られると考えられる根拠がわからないと。

どうでしょうか。

コンサルの方が関わっていると思うので、どのコンサルに聞かれていただいても結構です。

どのコンサルに聞かれていただいても結構ですので、この測定法で工事の前と後の水文的な変化がわかるのかと、聞いていただければ、皆さんそうじゃないという答えだと思いますよ。

(福原委員)

一ついいですか。

福原ですが。今のことですけれど、元々は今のことで、J R 東海さんがプランニングをしてコンサルにこういうふうにやれと行ってそれに従ってやるとこういう調査が出てくるのは、致し方ないけども、逆に、こういう分野でのたくさんの経験を持っていると、今委員長の言ったようなことがごく普通の感覚だと思うので。どっちからかの依頼のやり方の中で、何か違うのではないかと感じたんです。

(事業者：J R 東海 安藤氏)

今のお話でございますと、すいません、J R 東海からやれと言ってですね、そういうふうにルールが決まったわけではなくて、色々な他の環境アセスメントでございますとか、それから専門家からのご意見、さらには当然のことながら我々が雇っているコンサルタント会社の方からも意見を収集した上で、うちはできるやり方をやっているということでございますので、鉄道会社が素人考えで、これでできるんだからこれでやれというふうに、すみません、発注受注の関係がございまして、最終的に工事書類はJ R 東海の方から、こういうふうにやりなさいと指示をしている。これはもうすいません、当然のことでございますけれども、じゃあすいません最初からどなたの意見も聞かずに、これでいいんだと言ってやったかという、そこもそうではないので、そこをご理解いただきたいと思います。

(福原委員)

本当は岩田委員が聞くことなんでしょうけども、そうすると、一般的なこういうアセスのコンサルをやっているのは、水の変化量だとかそういうものに関してはこういうやり方がスタンダードですか。

(岩田委員)

私への質問ですか。

(福原委員)

いやいや違う。プラスの意見があれば加えてほしいんですが。なんかずれているような気がします。

(事業者：J R 東海 安藤氏)

我々としては今までの事例なんかも含めて、これがスタンダードであるというふうに思っ
てやっているということです。

(議長：坂本会長)

トンネルについては山梨県だけでなくとも他の県もございますよね。それも同じようなや
りかたでやっているのですか。

(事業者：J R東海 安藤氏)

そうですね。同じやり方になってございます。

(議長：坂本会長)

同じやり方というのは、傍の川で月に1回流量を測ってというやり方ですか。

(事業者：J R東海 安藤氏)

そのとおりでございます。

(福原委員)

ちょっと言葉が出ないです。

(岩田委員)

山梨大学の岩田です。

河川数も多いので、全ての川で当然モニタリングをすることは困難である部分はあると思
いますが、御社がやっておられるように、例えば発生土に対しては毎日分析とか、出てく
る湧水、トンネルからの湧水については常時モニタリングというような形で、水質につい
ては非常に丹念な対応を取られていて、それについては、私自身は非常によく対応されて
いると思いますが、やはりこの水資源、水量ですね、こちらについては、この方法では評
価することはやはり難しいと思います。

まず定量的にどのデータからどのデータを読み取れば何%の影響があった、或いはない
というふうに読み取れるのかが、ちょっとわかりません。記述的にある自然変動の中にあ
る、或いは影響はないと思われるというような解釈はされていますが、それが数値的にど
ういうふうに評価されているかというのはちょっとこの解釈からは読み取ることができな
いと思います。

先ほど水質等の対策では大変大掛かりな水質処理施設等を設けておられますけれども、水
位計というのはそれほど大きな経費が掛かるものではないので、おそらくこの月1回の流
量観測を発注するよりはひよっとすれば、安い経費で常時モニタリングができる可能性も
ありますし、或いは国交省が設置している、早川町ですかね、山梨県ですかね、水位観測
所のデータが過去からあるものはわかりますので、そういったものを利用するとか、必ず

しもこの、新設ですべての川にというわけではなく、既存のデータがあるものもありますので、そういった部分は、労せず得ることもできると思いますので、そういったところできちんとですね、科学的な評価に耐えうる手法をもってして、評価するということが望ましいと考えます。

(議長：坂本会長)

この話題はちょっとこれ以上やってもあれですけど、普通、例えばこれしか測定してなかったとしても、無理矢理ですけど、これで 1 年間の流量を出して、降った雨との関係で流出率みたいなものを出すと、それで雨の強度、雨の絶対量との関係を出すと。いろいろ数値的にはちょっと 12 点ですと、苦しいですが、やりようはある。そして岩田さんがおっしゃったように、他の場所、例えば、県で測っているこの場所の何%ぐらいのところでいつもきていたと、それが、%が増えたとか減ったとかそういうことでも、ある程度変化はわかると思うので、色々ちょっとご検討いただいたほうがいいのではないかと思います。はい。

J R 東海さんが、これでやられているというのがちょっと私も不思議ですけど、うちの県だけじゃないので、他の県も含めて、なかなか、見る人が見ると色々話が出てくると思いますので、これは余計なことかもしれませんが、ご検討していただいたほうがいいのではないかと考えております。これはもうこれ以上やってもあれですね。

では他の件はいかがでしょう。

(田中委員)

全ての意見ですか。

(議長：坂本会長)

はい。全てで結構です。説明は限られていましたので。

(田中委員)

今ご説明いただいたものとは違いますが、この大きな紙でいうと 3 ページ目の下の方の 47、48 の辺り。

発生土の話を教えていただきたいのですが、今、県内で発生する本坑とそれ以外の色々な細かいものですね。それを合わせて、発生土の置き場所が決まっているもの、既に置いてあるものも含めて、は大体何%ぐらいですか。

今の時点、本坑の方はまだ少ししか始まってないのですよね。

だから今の時点で、ということは結構な部分がそれ以外のもののパーセンテージになるのかもしれませんが、大体何%ぐらいの置き場所が確定してるのでしょうか。

置き場所というか、使い道というか行き場所が、です。

(事業者：J R 東海 安藤氏)

すみません。まずちょっと本坑と非常口坑とを分けた数字を出せないものですから、総量でご説明させていただきますと、中間報告書の5-1というページに、少なくとも各非常口から出てくる量については記載をさせていただいてございまして、早川東非常口から94(万 m³)。早川非常口から84(万 m³)、それから広河原非常口から148(万 m³)ということで、合計が今、326万 m³を見込んでいます。

これは、早川町内から発生する土というのがまず326万(m³)を見込んでいますという状況です。

このうち、早川町内の塩島地区発生土置き場というのがまず3万(m³)。それから早川・芦安連絡道路事業という山梨県さんの事業の方に120万(m³)、お使いいただくというお約束をいただいています。

それから西宮地区造成事業というものにつきまして10万(m³)。

(田中委員)

ちょっとそれを全部羅列されても、なかなか頭の中で理解できませんが、この前現場を案内していただいたときに、どなたかがJRの方がコンサルの方かゼネコンの方かわかりませんが、山梨県内については、3割ぐらいが大体決まっているというふうに発言があったかと思いますが。

(事業者：JR東海 安藤氏)

そういうふうになりますと、早川町内から出るのは大体5割ぐらいは決まっています、330(万 m³)の内、150(万 m³)ですね。早川の中から出てくるものでそういうことですね。

(田中委員)

それで、本坑の方もこれからそのどれぐらいの土が予想よりも上回るかというのはわからないわけですね。そうですね。

それがちょっと土台にあります、ここで書いたのは、申し上げたのは、47番の、発生土置き場について位置、規模、期間、発生土の成分等々の発生土に関する情報、タイムリーな情報、これを例えばグーグルマップなどのような、誰でもぱっと見られるようなものにタイムリーに、JR東海さんのページのどこかを、こちょっとやると、ぱっと見て、それが随時誰でも見られるようにできないかと、そういうお願いなんです。それが環境問題かどうか全くわからないけれども、環境問題を及ぼす恐れはかなりあるわけです。

ここは日本で、山梨県ですが、私がカリフォルニアでアセスをやっていた時は、あの山一つぐらいができることに対してアセスがかかります。どれぐらいのトラックが行き来するのか。

だから今のこのJR東海さんのこのリニアのアセスっていうのは最初から最後まで、ものすごいざっくりな、とても国際社会では考えられないレベルのざっくりアセスです。

その中で、本当に問題点を上げていけば、もう植物とか動物に関しても、いっぱいあると

思いますが、今とりあえずここではっきり申し上げておきたいのは、お願いしておきたいのは、その 1 個 1 個の開発事業ぐらいのレベルである残土の山ができるっていうこと、それから、それがまた将来どこかに移動されるというようなこと。

それに対して、アセスをしるとは言えないので、できるだけ情報を県民が瞬時でわかるような情報（公開）の仕方を考えてください。グーグルと言ったら、グーグルは何か権利があって使えないみたいなお話がありましたが、調べたら、使えるみたいです。

ですからぜひそういう創意工夫或いは国土地理院のものがあるかもしれないし、創意工夫をして、できるだけわかりやすい表示をしていただけたら、よろしいと思います。

（事業者：J R 東海 安藤氏）

この点につきましては、答え自体が非常に簡素に書いてしまいましたが、先生から現地でもお話をいただきましたし、10月12日もお話をいただいたということで、会社の方に持ち帰りまして、今、グーグルのお話もございましたが、帰って確認をいたしましたら、今弊社の方の路線図があるかもですね。グーグルのように、あそこまで拡大できるかはちょっと別ですが、路線の航空写真をかなり拡大できるようなものを、今ホームページに掲載しているというような事実もあるようでございます。

ですので、さらにそれをちょっと改良をして、先生がご期待されておられる、例えばタイムリーという部分でございますとか、そういったことに、どこまでご要望にお答えできるかは別ですけども、そういった、そもそもうちの方にベースがございますので、そういったものも活用して、いただいたご意見をできる限りのことはやれないかということで、今はもう既に会社の中で検討に入っておりますので、ちょっと簡単に近々、今回の知事のご意見が出るまでにご回答できるっていうことにはならないかもしれませんが、十分検討して、やる方向で今一生懸命検討しておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

（議長：坂本会長）

はい。他にいかがでしょうか。

（工藤委員）

日本気象協会の工藤です。

今の田中先生のお話にも関連しますが、今後、残土の運搬が一体どのぐらい増えていくのかというのが、明らかでないということで非常に不安を覚えます。この地形上運搬に使うことのできる道路が県道 37 号、これに限られると思いますが、この道路 1 本でその残土の移動もありましょうし、新たに、山が作られることも出てくると思いますが、この県道 1 本で一体どの程度の運搬車両が運行することになるかということについて、この意見整理票でいくと、3 番のところに関連したことを質問しまして、車両の通行台数の上限を定めて

と書いてありますが、その上限が何の観点で決めているのかということをご質問いたしております。

その回答が山梨県土砂運搬適正化要綱に基づいてということですが、まずこの要綱の内容がわかりませんので、これが、交通安全の観点もありましょうし、色々あると思いますが、この中に大気汚染の観点っていうものが入っているのかどうか。それから、これに基づいて、かつ、警察署と山梨県と協議して上限を定めると書いてありますが、山梨県の県というのとは一体どこの部署なのか、大気汚染について意見を述べられるような部署が関与しているのかどうかということをご教示いただきたいと思います。

(事業者：J R 東海 安藤氏)

まずですね、山梨県さんはですね、県民生活センターさんと協議をするということでございます。

ちょっと大変恐縮ですが、要綱につきましてはどういう観点で作成されているのかというのは、我々使う側になってしまいますので、ちょっとそこに大気汚染の観点も入っているのかどうかというのは、大変恐縮ですが、ちょっと我々としてはもうお答えしづらいとかお答えできないところでございます。

それで県さんの協議をさせていただいているところは県民生活センターさんだということだけのご回答でご容赦いただければと思います。

(議長：坂本会長)

ということはまた条件の具体的な値は定めてないという理解でよろしいですか。

(事業者：J R 東海 安藤氏)

まず評価書の中に、当時、平成 26 年の時の評価書の中に片道 465 台という数字をお示しをさせていただいております。まず一つ、これがここに書いてございますように、それを超えないようにということでございます。それがまずその一つの上限ということでございます。

その中で、その 465 台というその、我々が設定した数字の中で、今度はその今協議先でございます、その県さんでございますとか早川町さん、それから警察さんなんかの中で、ここからこの区間は何台持って行きますよ、ここからこの区間は何台持って行きますよっていうお話をさせていただく中で、じゃあそこはこういう格好でという協議の数字が出てきて、それを守らせていただくというような格好になってくるということになってきます。

今、実際に、もう聞き取りでは事前にそういった協議をさせていただいて、ちょっと今この場でどこに持って行くときに何台という協議が整ったかということは、すいません、持ち合わせていないのでご容赦いただければと思いますが、例えば広河原から塩島のどこどこに持って行く時には何台ということ、そういった場所で協議をさせていただいて、そ

の台数をもって運行させていただいているということでございます。

(工藤委員)

県民生活センターは大気汚染関係の管理ができる部署でしょうか。

(事業者：J R 東海 安藤氏)

すみません。事業者からはちょっとそこもお答えしかねるということで、わからないというのが実態のようでございます。

(議長：坂本会長)

環境については大気水質保全課ですけど、他にも警察が絡むは、色々絡んでるので、それを併せて協議したってということでは少なくともないですよ。

みんなが集まってそういう協議、だからこちらのこの部署とあっちの部署が入ってきて協議したという話ではないですよ。

(事業者：J R 東海 安藤氏)

我々は今申し上げた部署さんに個別に全部伺っているところもございますし。大変申し訳ございません。県民生活センターさんにお持ちすると、そちらの方が全部今関係する、そういう警察さんであるとか色々な部署さんに、後、関係市町さんなんかにも説明をいただいた上で、最後に我々の方に許可をいただけるような仕組みになっているようでございます。

(議長：坂本会長)

はい。森林環境部に行ったのかどうかちょっとわかりませんが、ではどなたか。

(工藤委員)

片道 465 台っていうのは、いずれにせよ条件の絶対値だということですね。その実績っていうのはしっかりモニタリングされていることになっていますか。

(事業者：J R 東海 市瀬氏)

市瀬と申します。環境アセス上の前提となる上限値を 465 台と設定しております。その内の中、例えば早川非常口から塩島発生土置き場まで 1 日片道当たり何台という土砂運搬適正化要綱に基づく届け出を出しまして、そのルートのと都度、許可をいただいて運搬しております。その要綱の上限値の中に収まるように管理をして、日々の発生土運搬を行っているという実態でございます。

(工藤委員)

そうしますと、車の上限値が縛りとなって、工事計画が各非常口で遅れていくっていうこともあるということですね。

(事業者：J R 東海 市瀬氏)

そうならないように、必要があればその土砂運搬適正化要綱に基づく届け出値を改定するという作業を行います。

当然それは465台の中に収まるようにやるわけですが、工事の運搬台数が、実状申し上げれば工事の実状に伴う運搬台数がその土砂運搬適正化要綱で制約がかからないように、必要であればその要綱に基づく届け出を都度更新していくということを行っています。その台数は最大上限の465台に収まるように当然管理しているという状況です。

(議長：坂本会長)

はい。よろしいでしょうか。では他にご質問・ご意見いかがでしょうか。

それでは石井先生お願いします。

(石井委員)

石井です。景観について、個々のものについてはお答えいただいておりますが、ちょっとお答えの仕方というか、お答えいただけたという感じがありません。

書類上、何か問題がないようにきちっと作っていくっていう意味ではきちんと対応されておりますが、肝心の、本来これ何のためにやっているのかという、景観に対する影響を少なくするにはどうすればいいのかというところへ話が繋がらないような感じがします。例えば他の事業ですと、評価書に至る段階で色々な絵とかものを、資料を出していただいて、こういうふうにも最小限化、影響を最小限化していきましょうというような話でやってきていると思いますが、この事業に関しては色々なことがまだ決まってないので、それぞれが決まった段階で検討しますとなっていて、先ほども保守基地に関してはこれから決まったときに、資料を作りますというお話でしたが、そうすると、これも以前にも多分、別の担当者の方の時にお話ししましたが、こうなりました、それで影響はこんなふうにあります、で結局終わってしまいます。

そこからどうするのかというところが今回も見えてきてない。前回ちょっとお願いしましたが、例えば全線をフードじゃないっていうお話だったので、じゃあフードあり、なし、遮音壁でそれぞれどんなふうになるのかとか、フードってまだ他に改善案はないんですかとかというのは、それはやらないと書いてあるってことは、影響はわかるけど、改善はできないっていう結論になるわけですね。

それ、これやっていて、では、後はもう書類しっかり作りますしかなくなってしまうので、何かそこら辺の、少なくとも、これから決まる駅とか、それから保守基地とかに関しては、

こうこうこうして、こういうふうに変更できましたっていうなんかストーリーがわかるように作れないですか、というのが希望だし、実際やってもらいたいということです。以上です。

(議長：坂本会長)

はい、ありがとうございました。

この後希少種をやって、その後知事意見ということなので、知事意見の時にまたご意見をいただいて反映させるということもできるかと思います。

それでは、ご回答についてのご質問はこれで一旦締めさせていただきます。

例によりまして、また時間遅れていますので、また5時頃までよろしく願いいたします。

続きまして、まだご意見があるかと思いますが、また後でということにさせていただきます。次は希少動植物に関する審議に移りたいと思います。

冒頭にお伝えしましたように非公開で行いますので、報道関係者及び傍聴人の皆様はご退出ください。どなたかいらっしゃいますか。405の部屋を取っておりますので、そちらでちよっとお待ちいただきたいと思います。

【議題1 「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境離京評価書」に係る中間報告書について 希少動植物に係る審議 非公開】

(議長：坂本会長)

よろしければここまでで、この後は、知事意見に入ります。その時にまたいろいろご意見をいただいて、なるべく知事意見に反映させていきたいと思っております。

ここで、一旦退出いただいた方々にお戻りいただきます。

退出いただいた方、お待たせいたしました。それでは、後半に入りたいと思います。ここまでのところで、前回の委員会からの意見ご質問に対して、事業者側から回答いただいて議論したということです。

この後からは、今回の審議の中心となるものですが、中間報告書に対する知事意見をまとめていきたいと思っております。

この案件については今日で審議が終わりますので、後でまた手続きの流れのご説明があると思いますが、この時間内に意見がおありでしたら発言いただければと思います。

では最初に事務局の方からのご説明でしょうか。

よろしく申し上げます。

(事務局：甘利副主査)

知事意見骨子についてご説明いたします。

今回の手続については、平成30年10月11日に住民意見の概要とその見解について、事業者から報告がありました。

この日から90日で知事意見を述べるため、意見の期限は平成31年1月8日となります。これに向けて、知事意見をとりまとめていく予定でございます。

まず、資料1の1～5ページ御覧いただきたいのですが、前回審議会時のご意見、6ページに関係市町からの意見、7ページに庁内関係課及び住民意見を記載してございます。

各意見の右の欄に、事務局整理と知事意見に反映する場合の知事意見の項目がございます。それぞれのご質問、ご意見に対して、事業者からの回答を得ておりますが、主に説明が不足していると思われるものに関し、知事意見に反映をしております。

委員の皆様からの意見からは、No.8～10の水資源、No.24, 29～31の植物、No.53の発生土の項目においての意見としております。

その他、ご意見をいただいておりますが、事業者の回答をもって、と整理させていただいた箇所がございます。

6ページの関係市町の意見では、今回の中間報告の工事箇所が早川町内のみであることから、個別的な内容としては、早川町さんの大気、騒音、振動に関し発生低減措置を引き続きしてもらいたい、水資源に関し引き続き適切な工法での工事实施と水量等のモニタリングの実施、地下水枯渇の場合は代替水源の確保ということが出されておりますので、個別事項に反映させております。

その他、事業実施にあたり、地域への丁寧な説明や対応を求める意見が甲府市さん他から出されております。これについては、冒頭のはじめにの部分、全般事項の部分に反映させております。

つづきまして、資料2を御覧ください。

知事意見骨子でございます。

左側の列が意見の内容で、右側の列が根拠とした内容です。右側は実際の知事意見には載せない部分です。

まず、はじめに、の部分では、今回の中間報告手続において、関係市町や住民から、騒音、振動等に関する多岐にわたる意見が出ていることから、環境影響評価制度の趣旨を再認識していただくという形で記載しまして、内容としては、今回の中間報告書手続において、関係市町長や住民から、騒音、振動、水資源、景観、住民の生活環境の保全など、多岐にわたる意見が出されている。事業者においては、こうした地域の不安解消のため、関係市町等に丁寧な説明を行い、引き続き、地域への環境影響の低減に努めること。

としております。

次に全般事項の意見です。

事業実施にあたっては、地域住民に対し十分な情報提供を行うとともに、要望、苦情等があった場合は迅速かつ誠実に対応すること。なお、中間報告書において、環境保全措置の

実施状況について、内容を確認できる資料が不足しているものがあるため、今後は、より具体的な記述と充実した資料によりわかりやすい報告書とすること。

こちらの根拠としましては、関係市町長からの意見では、特に地域住民への誠実な対応を求める意見が多く出されていることと、中間報告書において、環境保全措置の実施状況についての説明不足が見受けられるためというところでの意見としております。

次に個別事項の方、大気です。環境保全措置である低振動型建設機械及び低炭素型建設機械について、流通台数が少ないことを理由に未導入であるが、今後は積極的に採用すること。こちらについては、環境保全措置としている低振動型建設機械及び低炭素型建設機械について、流通台数が少ない事を理由に、未導入の状況であることからの意見です。早川町さんからも同じような意見が出ているところです。

続きまして個別事項、水資源です。湧水の水量及び地表水の流量の調査において、降雨等による自然変動が大きく工事の影響を把握することが困難であることから、調査や評価の方法について再検討すること。

これにつきましては、湧水の水量及び地表水の流量の調査について、工事前と工事中の流量を比較し、変動は主に降水量の影響であると、中間報告書の中で書いてあり、自然変動による変化が大きいことから工事の影響を工夫することは難しいというところで、この意見となっております。早川町の方からも水資源については意見が出ているところです。

続きまして個別事項の植物について。植物を移植したにもかかわらず、一部が消失してしまったことから移植場所の選定にあたっては、生育環境に加え、動物による食害など外的な影響についても十分考慮し、食害防止柵などの必要な措置を講ずること。

これについては、移植後の植物の消失理由に、動物による食害、清掃作業による除草などがあり、事前の対策ができた可能性があるためです。

続きまして、個別事項の発生土です。

発生土置き場（仮含む）の全体的な計画が明らかでないことから、発生土の搬入・処分について、現時点での計画及び今後の見通しについて示すこと。

これについては評価書手続時から現在まで、発生土の全体的な処理計画が示されていないというところです。

先ほど事業者からも説明がありましたが、早川町内から生じる発生土は 326 万立方メートルこれについて、行き場が決まっているものについては、塩島地区発生土置き場に入れたものが 3 万立方メートル。道路事業等で使用するものが 141 万立方メートル。搬入先が未定なものということで、残りが 182 万立方メートル。

これらの知事意見については、上記知事意見に対する見解を報告するとともに、事業者ホームページで公表されること。

としております。

（議長：坂本会長）

ありがとうございます。

最初言い忘れましたが、ここからは委員の審議会で、事業者の方には、ここで退出いた
いても結構です。ただ公開ですので、一般の傍聴として見ていただくのも結構です。

ただ一般傍聴人ですので意見等はお控えください。

それでは、皆さん、今回の資料1で皆さんの意見の他に関係市町長、住民意見も含めて書
かれておりましたのでそれぞれについて、事業者の方からの回答もあるということになってお
ります。

多岐にわたりますが、事務局から、この資料2という形で特に重要なところをまとめてい
ただいたということになっております。先ほどご説明ありましたが資料2が、今後県庁
の中での議論を踏まえて知事意見として事業者に連絡が行くということになっております。

この委員会としては、審議はこれが最後ですので、文章表現も含めてご意見がありました
らお願いいたします。よろしいですか。

はいどうぞ。

(佐藤委員)

今日の希少の猛禽について、先ほど意見を言いましたけれど、書きぶりは知事意見とし
ては非常に難しい点があるかと思うんですけれども、中間報告ということであっても、今後、
本線の工事と、さっき皆さんご覧いただいたように、早川の部分で橋梁工事が行われると
いうことを考えると、慎重に慎重を期して、それでもまだ難しいのではないかと私は思っ
ております。

相手は生き物ですので、何かできるにあたって、さっといなくなるとそれっきりです
ので、戻ってきてと言っても戻ってきませんので、そこはやっぱり慎重に慎重でして、これ
からの進捗ですよね。そのことを、知事意見の中に、あまり場所を特定するような書き方
はあれですけど、折り込んでいただければというふうに考えます。

(議長：坂本会長)

はい、ありがとうございました。

先生がおっしゃられたように、この中間報告その1についての知事意見ではあるんです
けど、中間報告書は次が3年後と。毎年その年度の報告はいただきますけど、委員会で
チェックする場もございませんので、このその1についての意見の中で、今後のこと
について、注意していただきたいということがあれば、できるだけ組み込んだほう
がいいかとは思っております。

そういう面でも、資料1の市町村の意見のところでも甲府市からいろいろ出てきて
いますのも、これから甲府市で工事が始まるようなところでその工事の内容について、
この場では検討する機会がないということになりますので、この場で言えることは
言っておきたいというふうに思っております。いかがでしょうか。

はい、では湯本先生。

(湯本委員)

文章表現ということがありましたけれども、はじめにのところで、下から3行目、こうした地域の不安解消のため関係市町等に丁寧な説明を行いと言った場合、主語がない。やはりそれぞれの市町村から多岐にわたり出ているということなので、その意見に対する対策をという言葉がないと何について説明するのかっていうことが、ちょっと不明瞭になるのではないかと思います。

(議長：坂本会長)

事務局、何かよろしいですか。今、何か話しますか。それを考えて、反映させるということでもよろしいですか。メモ、大丈夫ですね。

(事務局：甘利副主査)

内容がもう少し明確になるように表現を検討させていただきます。

(議長：坂本会長)

はい。主語がないと。それから対策という言葉が入ってくるわけですね。

事務局もそれでよろしいでしょうか。

それから、佐藤先生の件をちょっと飛ばしてしまいましたが、さっきの鳥の話、できれば加えていただく方向でお願いいたします。

(事務局：渡辺課長)

動物ということで不確実性とかいろいろわからないところもあるので、結論については非常に慎重に取り扱うし今後も慎重に対応する必要があると。そういう趣旨でよろしいでしょうか。

(議長：坂本会長)

佐藤先生、よろしければ後で文章を見ていただくことができますか。では、そうしてください。

はい他にいかがでしょうか。

(田中委員)

ちょっと質問ですが、ここで、知事意見に対して要望して、それは、話が帰ってくるわけですか、こういうふうに直しますっていうふうに。それとも今日、意見言いつぱなしであとは県に、事務局に任せるということですね。

(事務局：渡辺課長)

はい。当然課内とかですね、庁内で検討いたしますので、その過程でまた表現等も含めて、ご相談にのっていただきたいことは、ご相談させていただく中で、その都度情報の方はフィードバックさせていただきたい。

ただ知事意見と出すものにつきましては、庁内合意が必要ですし、そのものについては、県の方で最終的なものは一任とさせてもらいたい。

(田中委員)

そうすると、例えば今の、県でぜひここしかないというイヌワシ一つとってもですね、イヌワシに対して具体的に、例えばどういうモニタリングするのかとか、どういう対策をするのかとか、で、それをどういうふうに情報開示するのかとか、そういうところまで言わないと、丁寧に扱ってください。はい。丁寧に扱います。それってほとんど何の意味もないことですね。そういうやりとりをやっていても。だからここで言うのは、やっぱり問題がたくさんあると大変だけど、特にイヌワシはシンボリックなところもあると思いますので、イヌワシに対して、もうちょっと何か具体的なアクションを意見として書いて、それを実行していただく、というところまでこの委員会でやらないと。あとよろしくお願ひしますでは、多分何もならないと思います。どうでしょうか、事務局。

(議長：坂本会長)

まず前提として知事意見を出したらそれへの応答というのはちゃんと県の方でチェックするというのが一つあると。ただ、それを待つてなくてこの段階でしっかり具体的なものをお願いしたいということでしょうか。

(田中委員)

できれば佐藤先生にもちょっと具体的に最低これだけはみたいなものを出していただく方がいいんじゃないか。

(佐藤委員)

状況がどこまで書くかわからなかったもので、ああいう曖昧な表現でしましたけれども、やはりイヌワシそのものは山梨県で唯一本当一つしか確認できないでしょうから、希少なイヌワシの生態をおびやかさないような工事をきちんとするということがまずながれですよ。

そのためには、不確実なことに関して、今回、報告が事業者さんからあったように、イヌワシの影響でクマタカがいなくなったからとかそういうことではなくて、やはり誰がどう見ても、あの谷底に橋梁がかけられる工事が行われることに関してはイヌワシがただで済

まないことは直感的に大体わかりますよね。

そのことをきちんと知事意見に入れていただかないと、ということになりますね。

いなくなった時に騒いでもなにもならないことですので、そこをどう表現していただくか、他の個別の事案との書きぶりがありますが、あまりここでボリュームをさけないでしょうけれども、クマタカ以上にイヌワシのことがきちんと県知事が、分かるように書いていただければ大変ありがたいというふうに思います。

(議長：坂本会長)

はい。ということもありますので、佐藤先生にしっかりみていただく。

知事意見出したら今度はそれに事業者がどう対応するかということは事務局の責任でもありますので、そういう目で、ちゃんと答えてもらえるような書きぶりということになるのかもしれませんが。よろしいでしょうか。

はい。では石井先生お願いします。

(石井委員)

今の続きで、文言のところで、こうした地域の不安解消のためという表現がありますが、これ不安解消のためではないですよ。

JR さんがきちんとやっているけれど、説明が足りないから不安だったからきちんと説明してねと、こういう意味になるので。そうでなくて、地域が正しい意見を示すことができるようにきちんと資料を作ってくださいということだと思います。

つまり、正しい情報があって、初めて正しいことがこちらから返せるという意味合いでないと、ここがおかしいのではないかと思ひ、その表現を直してくださいというのと、つづいて、景観の方の話も、先程言いましたけれど、今回までに新たに具体化したことについて、最小化の検討をどういうふうにしたのかということ具体的を示してくださいということをお願いしたい。入れていただけるかどうかわかりませんが、お願いはしたいということと、それからもう一つ細かいこととなりますが、庁内関係課のところからはちゃんと回答がありますが、先程ブルーシートを使っていますというお話ですが、茶色のシートが製品としてあるので、最大限それを使う努力をしてくださいというのはどこかに入れていただきたいなと思います。なんとなく、すべてをはじめにと全般事項の中に軽い感じで入っている感じがするので、もう少しきちんとというふうに思います。

(議長：坂本会長)

はい。よろしいでしょうか。

特に事務局側で問題がなければ、委員会としては入れる方向でお願いすることになります。

(事務局：甘利副主査)

ブルーシートに関しては、事業者さんの方からちょっと話を伺っておりまして、茶色のシートはあったと。ただ、規格というか、すぐ入手できるというものがなく、注文生産なので、かなり大量なロットの発注になってしまうので、なかなかコスト的に難しいというお話を聞いております。

(田中委員)

それはどういうことになるのでしょうか、それを県から僕らが聞くというのは。

(事務局：甘利副主査)

そういった理由ですので発生土置き場の仮置き場のところに工事中にかけることについて、茶色のものというのは難しいということでした。

(議長：坂本会長)

ブルーシートはちょっと置いておいて、石井さんの意見の前のところですよ。

(石井委員)

それももちろん。

(田中委員)

ブルーシートは、僕も前に意見を書いてありまして、先程コメントしませんでした。ブルーシートを遮水シートとして使っているとしたら、ブルーシートは水の透水性があります。漏れたら困るのか、漏れないようにしないといけないのかそれはわかりませんが、遮水シートではないということです。私もいろいろビオトープを作ったり、屋上緑化をやったりと、いろいろやっていますが、ブルーシートでは水が止められないんです。それはただの情報ですが。

よろしいですか、次に移っても。結局、先程のイヌワシの話ですが、どういうふうにすればいいというのは神様でないといけないわけなので、結局、環境アセスメントの半分以上の大きなところは情報開示だと思っています。

だから、随時、変わっていくイヌワシだとかクマタカの情報をごどこかに開示しなさいと。モニタリングして、そういうことをまず開示。で、いなくならないように何とかしなさいと言っても、それが何かはわかるのであれば今わかるわけですけど、わからないので。その事前の策として、その情報開示をきちんととやるということがまず書かれること。それも随時です。

モニタリングが一つで、それを、さらに言うと、私の意見では書いてありますがウェブみたいなものをうまく使って情報開示をしたらよいのではないかとあります。

続けてお話ししたいと思います。まず個別事項の水資源のところ、流域単位で、ある程度把握する必要があるのではないかと。水の質的变化だけでなく、量的な変化、つまり流域ということは、結構広いです。でも流域に影響を与えるかもしれないわけですから。流域単位での評価ということも、念頭に入れて情報開示をして欲しいと思います。

個別事項の発生土のところは今ここで文章を考えてみたので、いいですか。

発生土置き場（仮含む）の位置、量、成分、期間、移動方法の全体的な計画及び実態。計画は、もう、今、聞いている時間ではないです、今もどんどんどんできていますから、計画をここで聞いていたら何の意味もない。及び実態が明らかでないことから、その発生土云々は取ってしまって、これらの情報について、最新の情報がタイムリーにわかるように、タイムリーかつ県民が容易にアクセスできるように、ウェブ上の地図を利用し、情報開示することの言い方。タイムリーとかそういう日本語がいいのかどうかわかりませんが、その辺を作っていただければと。

これは技術的には本当に情報さえあれば、一瞬でできることです。うちの研究室ではそういうのをいろんなところで作っていますけれども、一瞬でできますから、情報さえあれば、よろしくをお願いします。

（議長：坂本会長）

この資料の一番最後にホームページ云々と書いてあって、そこをちょっと充実して、情報開示をそれぞれ適切な時期にちゃんとしっかり早めに開示するというのも含めたような表現にすれば、まずはできているかな。それから水資源について流域という言葉が入ると考えていただければ、いいのかと思います。

発生土については、今、案をいただきましたので、それで考えていただく。

それからさっきの景観について石井さんに、この書きぶりに合わせた案をいただくようにお願いしましたので、それを見た上で、ここに入れるかどうかとさせていただきます。

はい。どうぞ。

（福原委員）

ちょっと僕の専門から少し横にずれてオーバーラップした景観についてのことを含めてお話ししたいのですが、それはともかくとして、関係者の方々が我々委員のために現地調査を1回で済むのを2回やらしていただいて、先週、あれだけのために、大勢の人数で案内していただいて大変ありがたかったと思っております。ご苦勞様でございます。

その時もいろいろフランクにお伺いしましたが、特に、この今、早川地区といいますがトンネル掘削等々に関して、私の専門の騒音の部分よりも、景観なり発生土の置き方が大変気になった次第です。

報告書でまたそれから中間報告書のそのキーワードですべて仮ということが入っております。その仮というのが入っているのは、人によって受け取り方が全然違いますが、この

仮というのを期間に考えた時に、すべてのスケジュールがスムーズにいけばそう問題はないのかもしれませんが、現場でいろいろ見たりしてそれなりのご意見を伺ったときに、景観から見たときに、仮だからそこまでは配慮しないとか、そんなに長くないから、この程度にしておりますとかいう言葉がよく出ました。そういうことでいったときに、本当にこのままでいいのだろうかという疑問を抱くような点が部分ごとにございました。

特に気になった一つは、もうほとんど終わりに近いのですが、南アルプス 邑野鳥公園の早川に吊橋が架かっていて対岸にそういう公園があって、大変興味がありましたので、吊り橋を半分くらいまで行って、仮置きという一般残土の置き場を見ました。

そうしましたら、早川の沿道といいますか河川の流れの擁壁の上に、それなりに時間をかけて植栽、植栽といいますか樹木だとか草木がバランスよくあって、自然の景観が保たれているところに、あるところに突然幾何学的な形状のものが、そういう緑の部分を全く撤去してしまって作っていると。それで、それに対しての形状だとか、或いはシートなんか私どもが例えばよく町中に見る防音シートをそのままカーテン状に架けていて、何か、もう少し景観を含めて（考慮してもらいたい）。景観ということはその形状と色彩です。その仮というのが、果たして数年で済むのか。へたをすると仮が 15 年 20 年になってしまう可能性があるのではないかと思います。そう思いたくないですが、その仮がそのまま半永久というところまでオーバーですけど、仮とは言えないぐらいに、二次的な移設だとか、使用の条件が変わってくるために置かざるを得なくなってくるということも随分懸念されます。

そういう視点から、もう少し、最終的に知事意見骨子の中に、より具体的に今のような部分をぜひ入れていただきたいし、これは委員としては、知事がもし景観の部分で、そういう何か一つの意見を作るのであればその辺のところも本当に考慮していただきたい。本当にそういうふうな思っております。

以上です。

（議長：坂本会長）

はい。ありがとうございます。

他にご意見いかがでしょうか。

（田中委員）

さっきの意見の補足ですが、中間報告書にその中身例えば発生残土の何か載せてくださいということじゃなくて、中間報告書に今後そういうことを随時、ちゃんと開示していきますよっていうことを書くようにしてください。だから、中間報告書は一過性のものですから、その時に、そのクマタカもちゃんとモニタリングしていきますよと、違いますね、イヌワシですね。とか、そういったこと。そういうことをちゃんと書きましょう。

だから継続的な意味を持たせるように、知事意見をちゃんと作らないと、一過性になりますよ。中間報告だけになる。それだったら意味がないと。

(議長：坂本会長)

情報のことについては、今この資料だと、上記知事意見に対する見解を県に報告するとともに、事業者ホームページで公表するという書き方になっていますが、そこに随時という言葉とか継続的という言葉を入れるということで、ある程度対応できるかなと思います。はい。ほかに。

(岩田委員)

皆さんおっしゃるようにもう少し具体的に対策をここで書き込まないと、それが事業者の方に伝わらないということもありますので、水資源のところももう少し言葉を付け足す方向でご検討いただければと思います。

まず、工事の影響を把握するということですが、現状では定性的な記述に終わっていますので、定量的に評価するという表現をご検討いただきたいと思います。

それから、大気のところは機械の名称までが挙げられていますので、そういったことも踏まえますともう少し踏み込んで書いてもいいのかなと。例えば先ほど田中先生がおっしゃったように調査対象を、その影響が及ぶ範囲を網羅するような形で設定したほうが望ましいので、今は調査評価の方法と書いていますけれども、調査対象それから調査期間、事前事後が今は掘削の1年前から掘削後の3年間になっていますけれども、それでは地下水の滞留時間を考えた場合にも不十分と思われるので、調査期間についても再検討が必要だと思います。私が何度も申し上げているのは、やはりこの散発的な観測では評価が難しいので、常時観測等も含めたといった、そういったような文言も入れる、或いは常時観測データというものが基礎にありますので、そういった活用等を含めたとか、そういったような言葉を含めていく方向で検討いただければと思います。

(議長：坂本会長)

はい、わかりました。メモを取られていると思いますが、後でまた録音見てキーワードが幾つか出ております。それを取り込むように、直していただければと思います。

他にご意見いかがでしょうか。

では時間も(来ていますので)、この場での議論というのは終了いたしましてこの場では、この知事意見の大枠としてご了解いただけたということにさせていただきます。

今日ご欠席な方もいらっしゃいますし、今日、何人かの委員は文面も考えていただくということを依頼しましたし、ご出席の皆さんにつきましてもさらにご指摘する点があったらと思いますので、そういう必要点がありましたら事務局にメールでお送りください。ただし、これはいつまでですか。今のご意見を伺うとかなり手を入れないといけないので。修正のためのご意見をいただけるのはどのくらいまでかと。1週間くらいでしょうか。

(事務局：甘利副主査)

11月29日、1週間後で申し訳ないのですが、追加のご意見をいただきたいと思います。

(議長：坂本会長)

それまでの作業として事務局には今のご発言にあったキーワード取り込みなどで作っていただく。それから佐藤先生と石井先生にその部分をお願いしましたので、それもこの期日に合わせて送っていただければありがたいと思います。

最後に何かございますか。この審議会も当分ございませんので。

(高木委員)

自分の専門の部分ではそんなに大きな問題とはなっていないですね。

ほんとに久しぶりに来させていただいて、今日の話聞きながら、最初の時の報告書で出ていたことがそのままわりと中間報告書でも残っている部分がたくさんあって、そういう意味ではちょっと残念な部分もあるなと思っています。それはそれでしょうがないので、今回のこの中間報告書に関して、今たくさん意見が出ていましたが、かなりはっきりとこちらから記載してあげることによって齟齬がなくなるんじゃないかなという気もいたしますので、皆さんからそういう意見が多く出ていますが、なるべく具体的にはっきりと書くということに気をつけていただけたらと思いました。

(議長：坂本会長)

小林先生、何かございますか。はい。

段取りとしては29日までに新しい案ができてそれを一日二日で皆さんに見てもらって、庁内会議が12月の初めに。最終的にはいつでしたっけ。

(事務局：甘利副主査)

知事意見の期限は1月8日です。

(議長：坂本会長)

1月8日ね。時間はあるといえばあるということだと思いますので。ただ、年末年始が入ってしまいますので、なるべく早めのご意見をお願いしたいと思っています。

本案件については今回が最後ですし、この委員会ももしかしたら今年度最後かもしれないと。任期も、最後かもしれないと。最後に事務局の方から締めの言葉をお願いします。ありがとうございました。

私の方につきましては、終わりとさせていただきます。

以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。委員の皆様におかれましては、進行にご協力いただきありがとうございました。それから、言い忘れましたが、事業者の

方、ご説明どうもありがとうございました。では、以上とさせていただきます。

(司会：大谷課長補佐)

坂本会長ありがとうございました。

それでは3、その他について事務局から説明いたします。

(事務局：甘利副主査)

事務局からは、先ほどもお話しさせていただきましたが11月29日までにということ、こちらからメールを送りますのでそれに回答されるような形でお願いいたします。追加の意見が29日までです。よろしくをお願いいたします。

(事務局：渡辺課長)

いろいろ貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

修正点が多いので、またやりとりをしながら引き続き知事意見が完成するまでご教授いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

また今年度は4回、4月から開きまして、今年度多分最後になるかと思えます。

また、委員の任期で、委嘱替えもごございます。この間、いろいろ貴重な、本当に専門のご意見ということで、なかなか県の届かないところ、非常に鋭いご意見ご指摘いただきまして、幅広い協力していただきまして、本当にありがとうございます。一言ですが、お礼を申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

(坂本会長)

特に、委員を辞められる方もいらっしゃいますので、どうも長い間ありがとうございました。

(司会：大谷課長補佐)

それでは、これをもちまして本日の技術審議会を終了させていただきます。

長時間のご審議ありがとうございました。